

## 地域自殺対策緊急強化事業に関する 地方公共団体へのヒアリング

前回会議での議論を踏まえ、下記の 10 府県 23 市町（全 33 地方公共団体）に対しヒアリング調査を実施（ヒアリング状況（概要）は別紙）。

### 【東北地方】

青森県（約 137 万 2 千人）、平川市（約 3 万 3 千人）、野辺地町（約 1 万 5 千人）

### 【関東地方】

神奈川県（約 908 万 4 千人）、横浜市（約 370 万 8 千人）、川崎市（約 142 万 5 千人）、相模原市（約 71 万 1 千人）

### 【中部地方】

新潟県（約 236 万 1 千人）、新潟市（約 80 万 6 千人）、糸魚川市（約 4 万 7 千人）、見附市（約 4 万 2 千人）

愛知県（約 746 万 3 千人）、名古屋市（約 224 万 8 千人）、岡崎市（約 37 万 8 千人）

### 【近畿地方】

大阪府（約 887 万 4 千人）、堺市（約 84 万 9 千人）、高槻市（約 35 万 6 千人）、松原市（約 12 万 4 千人）

和歌山県（約 101 万 7 千人）、和歌山市（約 38 万人）、白浜町（約 2 万 3 千人）

### 【中国地方】

鳥取県（約 58 万 9 千人）、大山町（約 1 万 8 千人）、日南町（約 5 千人）、三朝町（約 7 千人）

島根県（約 71 万 3 千人）、松江市（約 20 万 6 千人）

### 【四国地方】

徳島県（約 78 万 5 千人）、三好市（約 3 万人）、海陽町（約 1 万 1 千人）

### 【九州地方】

長崎県（約 142 万 7 千人）、長崎市（約 44 万人）、西海市（約 3 万 1 千人）

※括弧内は平成 25 年 3 月末時点の人口

## ヒアリング状況（概要）

地域自殺対策緊急強化事業の実施状況等について、自殺死亡率の変化、地域別等を踏まえた上で、全国 10 府県に対しヒアリング調査を実施（当該府県管内 23 市町を含む）

### 1 緊急強化事業等の効果（重要性）

#### (1) 緊急強化事業における「効果が高い」または「重要」（以下「重要等」という）である事業区分

- ①自殺死亡率の「低下幅が大きい」等の自治体（青森県、神奈川県、大阪府、和歌山県、鳥取県）  
（管内 13 市町）
  - ・府県（以下「県」という）、市町（以下「市」という）ともに「人材養成」及び「強化モデル」を重要等と考えている自治体が多い。また、市では「対面相談」を重要等と考えている自治体が多い。
  - ・「普及啓発」を重要等と考えている県はない（市では 3/4 が重要等と考えていない）。
  - ・5 県の管内全市町村で緊急強化事業または同種の市町村事業を実施している。
- ②自殺死亡率の「低下幅が小さい」等の自治体（新潟県、島根県、徳島県）（管内 6 市町）
  - ・県及び市ともに「人材養成」は重要等と考えている自治体が多い。また、県では「強化モデル」が、市では「普及啓発」が重要等と考えている自治体が多い。
  - ・「対面相談」はいずれの自治体でも重要等である事業に含まれていない。なお、「電話相談」についても 1 府県のみが重要等としている。
- ③自殺死亡率の「低下幅が着実」等の自治体（①と②の間）（愛知県、長崎県）（管内 4 市町）
  - ・府県、市町ともに「人材養成」、「対面相談」、「電話相談」を重要と考えている自治体が多い。なお、県では「普及啓発」を重要等と考えている自治体はない。

#### (2) 緊急強化事業以外での「重要等」である事業

- ・府県による市町村への支援
- ・関係機関等との連携 等

### 2 緊急強化事業の事業区分の優先度

- ①自殺死亡率の「低下幅が大きい」等の自治体
  - 【優先順位高】対面相談（県・市共通）、電話相談（県）、強化モデル・人材養成（市）
  - 【優先順位低】普及啓発（県・市共通）
- ②自殺死亡率の「低下幅が小さい」等の自治体
  - 【優先順位高】対面相談（県）、普及啓発・人材養成（市）
  - 【優先順位低】電話相談（県）
- ③自殺死亡率の「低下幅が着実」等の自治体
  - 【優先順位高】人材養成（市）

### 3 その他意見または把握事項

- ・市町村間の自殺対策に対する意識格差
- ・自殺対策事業の実施には府県の支援（技術援助等）が必要不可欠
- ・国による財源援助がなくなった場合、事業を実施しない市町村が生じる恐れ
- ・緊急強化事業の財源について、将来的な自主財源化は可能だが、直ぐの移行は困難
- ・自主財源の負担が生じる場合でも、計画性がもてる財源措置が必要 等

### 4 効率性・経済性の観点からの対策等

- ・育成したボランティアを事業で活用
- ・市町における研修講師等に県職員を活用 等